○東児湯消防組合財務規則

昭和45年９月30日

規則第12号

（目的）

第１条　この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の２の規定に基づき、東児湯消防組合の財務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準用規定）

第２条　東児湯消防組合の財務に関しては、高鍋町財務規則（昭和45年高鍋町規則第12号）を準用する。

附　則

この規則は、昭和45年10月１日から施行する。